

平成15年4月22日

総合規制改革会議 御中

厚生労働省

### 資料等提出依頼について（回答）

平成15年4月15日付け標記依頼について、下記のとおり回答いたします。  
なお、4月3日に開催された第4回アクションプラン実行ワーキンググループの場でも御説明申し上げたとおり、介護保険制度については、法施行後5年（平成16年度末）を目途として、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとされており（介護保険法附則第2条）、施設サービスの在り方についても、こうした検討の中で議論を進めていくこととしておりますので、重ねて申し添えます。

### 記

1 過去に、地方公共団体や社会福祉法人が建設した特別養護老人ホームについて、建物床面積一坪当たりの建設コストを、具体的事例に即してご教示頂きたい。

また、今回の特区における特例措置により、建設主体が株式会社等（PFI選定事業者）となった場合、上記建設コストは、どの程度削減できるか、貴省としての見込みを、ご教示頂きたい。

近年建てられた特別養護老人ホームの建物床面積1坪当たりの建築費について、都道府県等を通じて調査した結果は、別添1のとおりである。

また、今回の特区における特例措置によりPFI選定事業者たる株式会社

等が特別養護老人ホームを設置する場合の建築費については、その地域や時期によって一様ではないことから、上記の建築費をどの程度削減できるかについて見込みを立てることは困難であると考えている。

2 特区において、PFI方式・公設民営方式といった「地方公共団体が全面的に関与する方式」の下で、株式会社が特別養護老人ホームを運営することについて、株式会社よりも大規模な資金調達はむしろ困難な社会福祉法人による経営と比較して、どのような弊害が想定されるか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、こうした特区における特例措置を、仮に直ちに全国展開することにした場合、どのような弊害が想定されるか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

社会福祉法においては、社会福祉法人以外の者が都道府県知事等の許可を受けて、社会福祉施設を設置して第1種社会福祉事業を運営する途も開いているところであるが、老人福祉法においては、特別養護老人ホームが、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けることが困難な高齢者のための入所施設であり、こうした利用者の保護を図るためには、長期間、安定した形で介護サービスを提供する必要があることなどから、社会福祉法上の取扱いを改め、その経営主体を都道府県、市町村、社会福祉法人に限定しているところである。

御照会の株式会社による特別養護老人ホームの経営については、長期間、安定した形でサービスを提供することの担保に欠けるのではないかと懸念がある。例えば、株式会社には事業範囲の制約がなく、特別養護老人ホームの経営とあわせて他の事業も行うことが可能であることから、他の事業の経営状況が当該株式会社の経営に影響を及ぼし、その結果、特別養護老人ホームの経営を続けることができなくなり、利用者の保護に欠ける事態が生じることが懸念されるところである。

なお、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、社会福祉事業以外の事業を自由に実施することは認められていないという点で、株式会社とは大きな違いがある。また、社会福祉法人は、

事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、事業を廃止した場合にはその財産は最終的に国庫に帰属すること、事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充当され、配当や収益事業に支弁できないこと、法人の適正な運営を確保するため、役員解職請求や法人解散命令などの強力な公的関与の手段が法律上与えられていることなどから、長期間、安定した形でサービスを提供することが制度的に担保されているものである。

今回の特区における特例措置は、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けことが困難な高齢者のための入所施設であるという特別養護老人ホームの性格を踏まえ、利用者の保護に配慮し、自治体が十分関与できる公設民営方式又はPFI方式の下で、特別養護老人ホームへの株式会社の参入を認めたものである。これは、株式会社による特別養護老人ホームの経営については、上記のような懸念がある中で、特区において、自治体が十分関与できる方式の下で試行的にこれを認めることとしたものであり、御提案の当該措置を全国展開することについては、特区における特例措置の効果、影響等を評価した上で検討していくべきものと考えている。

- 3 特別養護老人ホームについて、PFI方式・公設民営方式でなくとも、株式会社等が直接に設置・運営を行う方式（いわゆる民設民営方式）を解禁すべきとする意見・要望に対する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

例えば、地方公共団体が株式会社に出資し、株主としてその経営に影響を与えるような方式により、第三セクターが特別養護老人ホームを設置・経営するとした場合、これに関する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

今回の特区における特例措置は、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けことが困難な高齢者のための入所施設であるという特別養護老人ホームの性格を踏まえ、利用者の保護に配慮し、自治体が十分関与できる公設民営方式又はPFI方式の下で、特別養護老人ホームへの株式会社の参入を認めたものである。これは、株式会社による特別養護老人ホームの経営については、長期間、安定した形でサービスを提供することの担保に欠けるのではないか

等の懸念がある中で、特区において、自治体が十分関与できる方式の下で試行的にこれを認めることとしたものであり、御提案の「株式会社等が直接に設置・運営を行う方式（いわゆる民設民営方式）」については、特区における特例措置の効果、影響等を評価した上で検討していくべきものと考えている。

また、御提案の「地方公共団体が株式会社に出資し、株主としてその経営に影響を与えるような方式により、第三セクターが特別養護老人ホームを設置・経営するとした場合」については、その詳細が明らかではないが、例えば、「株主としてその経営に影響を与える」といった程度の関与で、利用者の保護に欠ける事態が生じることを防ぐことができるか、具体的なサービス提供の水準に係る関与がP F I方式の場合と同等の程度にまで可能かどうかといった点について、疑義があるものと考えている。

- 4 P F I方式・公設民営方式により株式会社が特別養護老人ホームを運営することについて、特区での取組みを「モデルケース、実験」とするならば、その評価項目、評価基準、および評価スケジュールについて、貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

特区において講じられた規制の特例措置の評価については、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）において、これに係る基本方針が定められており、例えば、評価の体制について、構造改革特別区域推進本部に民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会（仮称）を平成15年度中に設置することを検討することなどが定められている。特別養護老人ホームへの株式会社の参入に係る規制の特例措置の効果、影響等の評価についても、このような基本方針に則った形で行うこととしている。

御照会の評価項目、評価基準及び評価スケジュールについては、上記の評価委員会（仮称）に係る動向なども踏まえながら検討していく必要があると考えているが、例えば、公設民営方式又はP F I方式による自治体の関与というもので十分かどうか、また、過剰ではないかどうかといった点について、関与する立場にある自治体の側及び関与を受けてサービス提供を行う立場にある民間事業者の側、双方の御意見も伺いながら、評価を行っていくことなどが考えられる。

5 特区における株式会社等による特別養護老人ホーム経営に関する平成15年度の予算内容(件数・金額等)について、PFI方式・公設民営方式別に、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、本件に関する補助金交付要綱についても、ご提出頂きたい。

地方公共団体が特別養護老人ホームを設置する場合には、国はその費用の2分の1を負担することとされており、これは、特区において公設民営方式により特別養護老人ホームが設置される場合も同様である。

また、PFI方式の場合には、平成15年度予算より、市町村がPFI選定事業者に貸し付けて特別養護老人ホームを経営させることを目的として当該事業者から当該事業に係る建物等を買収する事業に対して、国は都道府県等に対して間接補助(負担割合:国2分の1、都道府県等4分の1)を行うことができることとしたところである。

「特区における株式会社等による特別養護老人ホーム経営に関する平成15年度の予算内容(件数・金額等)について、PFI方式・公設民営方式別に」との御照会であるが、上記予算措置が含まれる「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金」(以下「社会福祉施設整備費国庫補助金」という。)は、予め個別の施設ごとに件数及び金額を定めて予算の編成が行われるものではないことから、特区における株式会社等による特別養護老人ホームの整備に係る件数及び金額についても、特に設定していない。

また、社会福祉施設整備費国庫補助金の交付要綱における該当部分の抜粋は、別添2のとおりであるが、平成15年度予算より新設された上記のスキームについては、交付要綱の改正が今後行われる予定であるため、別添2の抜粋には含まれていない。なお、特区における株式会社等による特別養護老人ホームの整備に係る財政的支援については、別添3のとおり、全国会議の場などで周知を図っているところである。

## 別添 1

特別養護老人ホームの建築床面積 1 坪当たりの建築費について、平成 1 2 年度又は平成 1 3 年度に着工（工事区分：創設）して平成 1 3 年度中に工事が完了しており、総事業費の金額が確定しているものについて、都道府県等を通じて調査した結果を集計すると、以下のとおり。

件数：2 2 2 件

1 坪当たりの建築費（平均）：約 8 1 . 7 万円

なお、平成 1 4 年度に単年度事業として着工（工事区分：創設）した特別養護老人ホームについては、今後、総事業費の金額を確定することとなるが、現時点で把握できる補助金交付申請の際の総事業費の金額について、都道府県等を通じて調査した結果を集計すると、以下のとおり。

件数：5 9 件

1 坪当たりの建築費（平均）：約 7 2 . 9 万円

別添 2

「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について」（平成3年11月25日厚生省社第409号 厚生事務次官通知）抄

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱

第2 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金

（交付の対象）

5 整備費負担（補助）金は、直接負担（補助）事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

（1）次の表の 欄に定める施設の種類ごとに、 欄に定める設置根拠等により 欄に定める設置者が設置する施設に係る 欄に定める事業

施設の種類	対象事業	設置根拠等	設置者	負担、補助金の別	国庫負担（補助）率
(3)老人福祉施設等 ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	施設整備 設備整備	老人福祉法 第15条第 1項又は第 3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	負担金	1 / 2

別添 3

全国厚生労働関係部局長会議資料（平成15年1月22日） 抄

全国高齢者保健福祉・介護保健関係主管課長会議資料（平成15年2月25日） 抄

「平成15年度予算（案）において、構造改革特区内の特別養護老人ホーム不足区域において地方公共団体がPFI-BTO方式で特別養護老人ホームを整備する場合の買取費用を、新たに国庫補助の対象とすることを盛り込んでいる。

（注） 公設民営方式の場合には、現行の国庫補助制度でも対象となっている。」